



平成19年10月30日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 由利 孝
(JASDAQ・コード3762)
問合せ先 企画部長 高橋 正行
電話 03-5792-8601

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第23期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第23期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) 〈省略〉

(6) 記載なし

(7) 記載なし

(8) 記載なし

(9) 記載なし

(訂正後)

(1)～(5) 〈省略〉

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定員を9名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、自己株式の取得について、経営、財産等の状況に応じて機動的な資本政策が行えるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

(中間配当)

当社は、株主への利益還元を機動的に実施できるようにするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことができるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

以 上